

阿賀野市農業委員会委員等の報酬の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年7月1日

阿賀野市長 加藤 博 幸

阿賀野市規則第32号

阿賀野市農業委員会委員等の報酬の支給に関する規則の一部を改正する規則

阿賀野市農業委員会委員等の報酬の支給に関する規則（令和6年阿賀野市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

- （3） 要綱における特別加算枠による交付金のうち、委員等の報酬に係る経費に充当する分については、前年度活動日数が平均10日以上^{あん}の委員等を支給対象委員とし、当該充当分を前年度活動日数^{あん}按分で配分する。この場合において、端数は小数点以下を切り捨てた上で、最も活動日数の多い委員等の配分に加えることとし、第1号の支給時期に合わせて支払うものとする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

（年額報酬の返還）

第6条 市長は、交付金申請が要綱に定める要件を満たさないことが判明した場合及び活動実績の報告内容に虚偽又は誤りがあった場合は、支給対象委員に対し、当該委員等実績交付金を財源とした報酬の全部又は一部を返還させる措置を講じることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の阿賀野市農業委員会委員等の報酬の支給に関する規則の規定は、令和7年4月1日から適用する。